

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成29年6月21日（水） 午前10時00分～午前10時16分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 利盛、 7番 柴田 耕一、 8番 幸前 信雄、
10番 杉浦 敏和、 11番 神谷 直子、 12番 内藤とし子、
14番 鈴木 勝彦、 15番 小嶋 克文
オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 杉浦 康憲、 3番 柳沢 英希、 4番 浅岡 保夫、
5番 長谷川 広昌、 6番 黒川 美克、 13番 北川 広人、
16番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、教育長、
企画部長、人事GL、総合政策GL、
福祉部長、地域福祉GL、保健福祉GL兼生涯現役まちづくりGL、
介護保険・障がいGL、介護保険・障がいG主幹、
福祉まるごと相談GL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営（教育センター）GL、学校経営（教育センター）G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第40号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
- (2) 議案第41号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- (3) 議案第42号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
- (4) 議案第43号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- (5) 陳情第6号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る6月16日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、一般議案2件、補正予算2件、陳情1件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷利盛委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあれば願います。

説（企画部） 特にございません。

《議 題》

（１）議案第40号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第40号の質疑を打ち切ります。

（２）議案第41号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

問（11） 総括質疑の1番議員の質問の追加となりますけれども、近隣の減免額の規定の状況をお聞きしたいのと、条例の規定を規則委任とする改正をされた事例があれば、教えていただきたいと思えます。

答（こども育成） まず、近隣市の状況でございますが、碧南市は、碧南市立幼稚園の保育料に関する規則、刈谷市については、刈谷市立幼稚園保育料徴収条例施行規則でそれぞれ減免額を規定されております。安城市につきましても、安城市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める規則により、減免額等を規定されておきまして、近隣いずれの市においても規則において定めておられるところです。

それから、新制度開始後に条例改正をされておる事例といたしまして、

県外の事例でございますけれども、豊後大野市では、平成28年3月議会におかれまして、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例、この条例の一部改正をされております。会議録によりますと、条例に基づく利用者負担額の算定において、基準とすべき子ども・子育て支援法施行令の一部改正の時期が、今後も3月末頃となることが予想されるため、当該政令の改正が行われた場合に速やかに対応するため、利用者負担額については、規則で定めると説明をされておられまして、議会での御議決をいただいております。

総括質疑の答弁のとおり、本市においても今後、速やかに対応できるよう、減免額の規定について規則委任できるよう条例改正していく方向で検討してまいりますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかに。

問（12） この前、総括質疑でも出ましたので聞いていますが、例えば、認定こども園、それからひかり幼保園ですか、あるんですが、それらの保育園については、どのようになっているのかお示してください。

答（こども育成） 認定こども園につきまして、保育園機能につきましては、総括質疑のほうで御答弁申し上げましたとおり、同様の改正が、いわゆる保育機能の部分についてもされておりますし、認定こども園の幼稚園機能につきましても、教育機能部分として同様の改正が行われております。

ひかり幼稚園につきましては、私立幼稚園で新制度に移行されておられませんので、今回の、こちらの制度ということではなく、別の制度で就園奨励費補助金という制度がございますが、そちらでの対応ということになります。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第41号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第42号 平成29年度高浜市一般会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

ございませんか。

問(12) 29ページのところで、民生費の児童福祉費の関係で、扶助費で母子生活支援施設入所措置費というのがありますが、これは、どういう費用なのかちょっとお示してください。

答(介護保険・障がい) この措置費でございますが、1世帯、4名の方を、母子生活支援施設に措置をいたしましたので、その分にかかる経費を計上させていただいております。

問(12) わかりました。

それと、31ページの教育指導費の中で、3の児童生徒健全育成事業の中で、学校連携仲間づくり推進事業委託料というのが16万5,000円出ていますが、これは、国の費用なのでしょうか、県の費用なのでしょうか、ちょっとそのあたりを教えてください。

答(学校経営) 県のほうから、委託金をいただいて実施する事業です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第42号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第43号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質疑はございませんか。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第43号の質疑を打ち切ります。

(5) 陳情第6号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(11) この陳情第6号に対しまして、市政クラブとして反対の立場で申し上げさせていただきます。

1番目に「全国一律の最低賃金制度を確立してください。」とあり、また、意見書(案)①の1番目に「最低賃金を、すぐに時間額1,000円以上に引き上げること。」とありますが、最低賃金は、最低賃金法第9条第2項において「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあるように、地域における労働者の生計費、類似労働者の賃金、企業の支払能力などを総合的に判断して決定されているものであると考えます。もし、全国一律に時間額を1,000円以上に引き上げることになれば、賃金支払能力のない企業の倒産を招き、その結果として、失業者の増加につながるものが十分に予測できることから、この陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意(8) 私も、この陳情には反対の立場で意見を述べさせていただきます。意見書(案)の③のところに、道州制の導入の中止を求めるということで書かれていますけれども、基本的に、国がやっていること、地方自治体がやること、国がやっていることは結構あるんですけども、要は、地方の実情に合わないような形でやるよりは、権限をつかさどることができる道州制にもって行って、そこを決めるような形にしないと、なかなか、その地域の実態にあったことをやっていくことができないというふうに考えています。要は、大きな服を買ってきて、そのサイズに

合わせて体を合わせなさい、そういうことやるよりは、自分の身の丈に合ったそういう生活を求めるような、そういうことが実現できる道州制を実施したいということで、この陳情には反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意（12） この陳情に対して、賛成の意見を述べさせていただきます。

この①番の「全国一律の最低賃金制度の確立をしてください。」という意見ですが、今、最低賃金がやっぱり1,000円以上にならないと、1カ月の生活費が、本当に働いて次につなげるという意味では、足りないというのが、今、実際に最低賃金で生活してみた人たちの実態と言いますか、実感なんですね。学校や幼保の給食婦さんたちの給料も最低賃金に近いわけですが、これも本当に大変な仕事をさせていただいていますので、こういうのも最低賃金、最低1時間1,000円以上に上げていただきたいと思っています。

それから道州制の話が出ましたが、これは、今後、道と州に分けていくという話なんですけど、住民との距離がますます離れてしまうということで、住民の声が届かなくなりますんで、道州制は行わないでくださいという意見に賛成をいたします。ということで、この陳情には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第6号についての意見を終了いたします。

以上で、付託されました案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

（1）議案第40号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第41号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第42号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

(4) 議案第43号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

(5) 陳情第6号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 次に、閉会中の継続調査申出事件について、お諮りをいたします。

一つ、ICTを利用した学校教育の取り組みについて。一つ、若年性認知症に対する取り組みについて。一つ、水泳授業の民間委託について。

以上、3件を閉会中の継続調査申出事件として決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時16分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長